

鹿児島県県政ビジョン策定有識者委員会（東京地区）設置要綱

（設置）

第1条 鹿児島県の新たな行政課題や挑戦すべき課題を明確にし、中長期的な観点から、そのあるべき姿や今後の県政の進むべき基本的な方向性、戦略を示す新たな県政ビジョンの策定について助言を得るため、鹿児島県県政ビジョン策定有識者委員会（東京地区）（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 新たな県政ビジョンの策定に当たつての協議・助言等
(2) その他知事が特に必要と認めること

（組織）

第3条 委員会は委員5人程度で組織する。
2 委員は、学識経験者等をはじめ様々な分野で活動されている人のうちから知事が指名し委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が解散するときまでとする。

（委員会）

第5条 委員会は、知事が招集する。
2 知事は、委員の中から座長1名を指名する。
3 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。
4 委員会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。
5 知事が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

（報償費及び旅費）

第6条 委員及び前条第5項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

（委員会の公開）

第7条 委員会は公開を原則とするが、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（解散）

第10条 委員会は、平成30年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。